

北海道、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校、ポリテクセンター北海道、ジェトロ北海道から、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどタイムリーな情報をお届けします。

## INDEX

「○」：募集している助成事業

| 【1】販路拡大・海外展開                                                               |   |                     |
|----------------------------------------------------------------------------|---|---------------------|
| ●「Bizconnect北海道」を公開しました～新しい市場・新しいチャンス 北海道から中央アジアへ～【新規】                     | 1 | 北海道経済産業局            |
| ●国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について                                   | 2 | ジェトロ北海道<br>北海道      |
| ●新規輸出1万者支援プログラム                                                            | 3 | ジェトロ北海道<br>北海道経済産業局 |
| ●北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について【更新】                                              | 4 | 北海道                 |
| ●北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について                                           | 5 | 北海道                 |
| ●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内                                                        | 6 | 北海道                 |
| ●「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について                                                    | 7 | 北海道                 |
| 【2】経営支援・ものづくり                                                              |   |                     |
| ●自治体職員向け事業承継支援ガイドブックを作成しました ～自治体が動く！事業承継支援でつなぐ地域の未来「惜しまれながら廃業」をとめる策とは～【新規】 | 1 | 北海道経済産業局            |
| ●EV部品の解説動画の公開、部品の見学・貸出しを行います<br>～開発者が語る！電気自動車の仕組みや開発要素について紹介～【新規】          | 2 | 北海道経済産業局            |
| ●「小規模企業者等設備貸与事業」について                                                       | 3 | 中小企業総合支援センター        |
| ○中小・小規模企業デジタル技術導入等緊急支援事業費補助金【新規】                                           | 4 | 北海道                 |
| ○特別高圧電力利用事業者緊急支援事業【新規】                                                     | 5 | 北海道                 |
| ●「パートナーシップ構築宣言企業」への優遇措置について                                                | 6 | 北海道                 |
| ●中小企業経営相談室のご案内                                                             | 7 | 北海道                 |
| ●北海道医療大学の移転に関する中小企業等経営・金融特別相談室の設置について                                      | 8 | 北海道                 |
| 【3】融資                                                                      |   |                     |
| ●勤労者福祉資金のご案内【更新】                                                           | 1 | 北海道                 |
| ●コストアップに対応する融資制度のご案内【更新】                                                   | 2 | 北海道                 |
| ●北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）【更新】                                            | 3 | 北海道                 |
| ●借入金の返済が負担となっている事業者の方へ【更新】                                                 | 4 | 北海道                 |
| ●水産物不漁・赤潮による漁業被害に伴う中小企業向け融資制度のご案内【更新】                                      | 5 | 北海道                 |
| ●ALPS処理水海洋放出により経営に影響を受けている事業者の方々向け関連融資制度のご案内【更新】                           | 6 | 北海道                 |
| 【4】雇用の確保                                                                   |   |                     |
| ○キャリアアップ助成金について                                                            | 1 | 北海道労働局              |
| ○産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）のご案内                                             | 2 | 北海道労働局              |
| ○産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）のご案内                                                | 3 | 北海道労働局              |
| ○雇用調整助成金について                                                               | 4 | 北海道労働局              |

|                                                                                          |    |                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----------------|
| ○高齢労働者処遇改善促進助成金について                                                                      | 5  | 北海道労働局          |
| ○人材開発支援助成金のご案内(令和6年度)                                                                    | 6  | 北海道労働局          |
| ○人材確保等支援助成金について                                                                          | 7  | 北海道労働局          |
| ○人材確保支援事業【更新】                                                                            | 8  | 北海道             |
| ○【ＵＩＪターン新規就業支援事業】<br>道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人登録のご案内【更新】                                  | 9  | 北海道             |
| ●【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】                                                        | 10 | 北海道             |
| ●北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて                                                           | 11 | 北海道             |
| ●「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内                                                                     | 12 | 北海道             |
| ●労働相談窓口のご案内                                                                              | 13 | 北海道             |
| ○地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内                                          | 14 | 北海道             |
| <b>【５】人材育成</b>                                                                           |    |                 |
| ●中小企業大学校旭川校 4月開講講座のご案内【更新】                                                               | 1  | 中小企業大学校旭川校      |
| ●技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】                                                                 | 2  | ポリテクセンター北海道     |
| ●「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】                                                                     | 3  | ポリテクセンター北海道     |
| ●MONOテク(道立高等技術専門学院)及び北海道障害者職業能力開発校の<br>令和7年度の訓練生を募集しています！【更新】                            | 4  | 北海道             |
| ●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 1<br>中小企業・工業高校等への実技指導【更新】                                        | 5  | 北海道職業能力開発協会     |
| ●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 2<br>公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設イベントへのものづくりマイスターの<br>派遣による実技指導 | 6  | 北海道職業能力開発協会     |
| ●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 3<br>地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信                      | 7  | 北海道職業能力開発協会     |
| ●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 4<br>小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信【更新】                             | 8  | 北海道職業能力開発協会     |
| ●「在職者職業訓練総合相談窓口」のご案内                                                                     | 9  | 北海道労働局<br>北海道 他 |
| <b>【６】その他</b>                                                                            |    |                 |
| ●「食（しょく）」っていいね！北海道 ～「北海道のおいしい！」を応援しています！～                                                | 1  | 北海道開発局          |
| ●北海道の最低賃金                                                                                | 2  | 北海道労働局          |

情報サイト「Bizconnect 北海道」を公開しました  
～ 新しい市場、新しいチャンス 北海道から中央アジアへ ～ **[新規]**  
(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、北海道の企業の優れた商品・サービスを、中央アジアの企業等に向けて紹介するため、情報サイト「Bizconnect 北海道」を公開しました。

当サイトでは、中央アジア企業との販路開拓や業務提携等に意欲のある企業の商品・サービスの特徴やメッセージを、現地で広く使われているロシア語で発信します。

本サイトにより、北海道企業のビジネスチャンスの拡大や、両地域のビジネスマッチングの促進を目指します。

## 概要

「Bizconnect 北海道」へは、こちらのリンクからアクセスしてください。

日本語 [https://www.hkd.meti.go.jp/hokia/bc\\_hokkaido/index.html](https://www.hkd.meti.go.jp/hokia/bc_hokkaido/index.html)

ロシア語 [https://www.hkd.meti.go.jp/hokia/bc\\_hokkaido/index\\_r.html](https://www.hkd.meti.go.jp/hokia/bc_hokkaido/index_r.html)

## 掲載企業

インフラ、寒冷地、機械、水産、食品、その他の分野ごとに、道内 20 社の企業情報を掲載しています。

なお、当局では随時掲載企業を募集しています。

当リストへの掲載を希望される方は以下の問い合わせ先まで連絡してください。

## 問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 国際課

TEL：011-709-2311（内線 2604）

E-mail：[bzl-hokkaido-kokusai@meti.go.jp](mailto:bzl-hokkaido-kokusai@meti.go.jp)

## 国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について

(ジェトロ北海道・北海道)

独立行政法人日本貿易振興機構北海道貿易情報センターと北海道は、道内企業のビジネスチャンス拡大を図るため、「北海道国際ビジネスサポートデスク」をジェトロ北海道内に共同で設置しております。

輸出入や海外進出、外国人材受入れなど幅広い分野の問い合わせについて、その内容に応じて、必要な情報の提供、ジェトロや支援機関の各分野専門家などへの相談対応をアレンジいたします。

### ◆相談窓口

北海道国際ビジネスサポートデスク

TEL：011-261-7434

FAX：011-221-0973

E-mail：SAP@jetro.go.jp

URL：<https://www.jetro.go.jp/hokkaido>

＜ジェトロの支援メニューをFacebookやメールニュースでも発信しております＞

Facebook：<https://www.facebook.com/jetrohokkaido>

メールニュース：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/mail.html>

### ◆時間

9時00分～17時00分（土日・祝日を除く）

### ◆場所

札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センター9階（ジェトロ北海道内）

### ◆対象企業

国際ビジネスへの参入をご検討の道内企業等

<https://www.jetro.go.jp/hokkaido>

### ◆業務内容

関係機関や専門家によるビジネス相談支援

商談会の案内や商談機会のアレンジなど道内企業と海外企業間の商談支援

商談会やセミナーなどの情報提供

### ◆問い合わせ先

日本貿易振興機構北海道貿易情報センター（TEL：011-261-7434）

北海道総合政策部 国際局 国際課 国際経済係（TEL：011-204-5339）

## 新規輸出 1 万者支援プログラム

(ジェトロ北海道・北海道経済産業局)

商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・金融機関等の協力を得て、輸出の可能性を秘めた事業者を掘り起こします。

ポータルサイトで登録した中小企業に、個別カウンセリングで最適な支援策を紹介します。

### ◇事業スキーム

経済産業省、中小企業庁、ジェトロ及び中小機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等とも協力しながら、①新たに輸出(越境 EC 含)に挑戦する事業者の掘り起こし、②専門家による事前の輸出相談、③輸出用の商品開発や売込みにかかる費用への補助金紹介、④輸出商社とのマッチングや EC サイト出展への支援などを一気通貫で実施します。



まずはポータルサイトでご登録ください。

ジェトロ専門家から折り返し連絡して個別にカウンセリングいたします。

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者      | 輸出に関心のある事業者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 登録及び問合せ先 | <p>[登録]<br/>           新規輸出 1 万者支援プログラム ポータルサイト<br/> <a href="https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html">https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html</a><br/>           [問い合わせ先(ジェトロ本部)]<br/>           電話: 03-3582-4937 / 03-3582-4938<br/>                     03-3582-4939 / 03-3582-4940<br/>           受付時間: 平日 9 時～12 時/13 時～17 時(土日、祝祭日、年末年始除く)</p> <p>[ジェトロ北海道]<br/>           電話: 011-261-7434<br/>           メール: SAP@jetro.go.jp</p> |

## 北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について【更新】

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「テスト販売制度」は、新商品を3か月間、どさんこプラザ（有楽町店、札幌店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店）で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てていただくためのものです。

売上が好調な商品はさらに3か月継続して販売し、販売期間終了後には、店から商品の評判や評価などのアドバイスが受けられるほか、定番商品化へ移行のチャンスもあります。

### ◆申込商品の要件

次のいずれかに該当する道産品（道内で生産・製造又は加工が行われ最終消費者に対して販売することができるもの）（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2)有楽町店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品（名古屋店、あべのハルカス店は加工食品のみ）

※羽田空港店は有楽町店でテスト販売が売上好調だったもののみ申し込みができます。

### ◆応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- ① 道産品の生産・製造・加工を行っている方
- ② 自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

### ◆販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL（製造物責任）保険に加入していること
- (3)食品表示法等の表示に関する法令を遵守していること
- (4)食品の場合、指定する食品検査を実施していること
- (5)食品の場合、該当する食品製造に係る営業許可を受けていること

### ◆募集期間（R6・R7年度開催分）

| テスト販売期間 | R6 第4四半期<br>(1～3月)        | R7 第1四半期<br>(4～6月)      | 第2四半期<br>(7～9月) | 第3四半期<br>(10～12月) |
|---------|---------------------------|-------------------------|-----------------|-------------------|
| 募 集 期 間 | 10/1～11/20<br>(募集は終了しました) | 1/4～2/20<br>(募集は終了しました) | 4/1～5/20        | 7/1～8/20          |

### ◆申込方法

「テスト販売申込書」（下記URLからダウンロードしてください）に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込みください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/103176.html>

## 北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「マーケティングサポート催事」では、道内企業や自治体の方々が、道産品の展示紹介や市場調査等を目的に、どさんこプラザ(有楽町店・札幌店・羽田空港店・あべのハルカス店)内の催事スペースを活用して、対面販売のほか、生産地紹介や自治体の観光PRができる制度です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

### ◆応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、自ら道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

### ◆販売商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産・製造又は加工が行われたもので、最終消費者に対して販売することができる農林水産物、加工食品、工芸品等)

- (1)自ら生産、製造、加工したもの
- (2)自社企画商品で道内で委託製造しているもの(上記(1)に付随して販売する場合に限ります。)

### ◆実施条件等

- (1)催事スペースの利用料金は、原則売上の15%です。既に店舗内で販売している商品(テスト販売品を除く)を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。
- (2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です。  
(毎週水～火曜の7日間が開催基本期間です。有楽町店については、7日間未満でも応相談です。)
- (3)備え付けの販売台1～2台(冷蔵・冷凍切替)は無料でご利用いただけます。

### ◆募集期間(R6・R7年度開催分)

| 開催期間<br>募集期間                   | R6 第4四半期<br>(1～3月)        | R7 第1四半期<br>(4～6月)        | 第2四半期<br>(7～9月) | 第3四半期<br>(10～12月) |
|--------------------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------|-------------------|
| 有楽町店、札幌店<br>羽田空港店、<br>あべのハルカス店 | 9/10～10/10<br>(募集は終了しました) | 12/10～1/10<br>(募集は終了しました) | 3/10～4/10       | 6/10～7/10         |

### ◆申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」(下記URLからダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/91379.html>



## 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

## 農林水産物・食品の輸出相談窓口

北海道農政事務所: TEL 011-330-8810

・輸出先国の各種規制・制度(放射性物質、検疫等)

・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道: TEL 011-261-7434

・輸出先国の基礎情報、マーケット情報

・輸出手続きについて ・見本市、商談会に関する情報 等

- 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。連絡先、URL は次のとおりです。

農林水産省: TEL 03-6744-7185 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/soudanmado.html>

ジェトロ : TEL 03-3582-5646 [https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri\\_foods/](https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/)

- 酒類の輸出についても、国税局・税務署及び上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非お問い合わせください。

### ◆問い合わせ先

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 輸出振興係 (TEL:011-204-5312)



## 「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について

(北海道)

道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を作成し、香港、台湾、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、タイで商標登録しています。

すでに輸出に取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている企業の皆様におかれましては、ぜひ積極的な活用をご検討ください。



- マーク全体は北海道の形をデフォルメしたもので、白く柔らかな雪とクリーンな空気を表しています。
- マークの中のブルーはきれいな水と海産物、グリーンは自然と農産物、赤は恵み・花・人の温かさを表しています。

### 【用 途】

#### 1 次のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合

- ① 北海道内で生産された農林水産物
- ② 北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。
  - ・ 主な原材料として、道産農林水産物を用いているもの
  - ・ 道内で培われた製法・技術などを用いているもの

#### 2 道産食品のPRを目的としたイベント、物産展などの広報用に使用する場合

※海外の飲食店などでもご利用いただけます

### 【シンボルマークを使用いただく場合】

ご利用を希望される場合は、ホームページに掲載されている所定の様式に必要事項を記載の上、北海道総合政策部国際局国際課までお申し込みください。

※シンボルマークの使用料は無料です。ただし、シンボルマークの商品への印刷など、表示に係る経費は、使用者の負担となります。

### 《申請先》

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合政策部国際局国際課

TEL 011-204-5339 / FAX 011-232-8870

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tsk/symbolmark.html>

E-mail: [keizai.kokukei@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:keizai.kokukei@pref.hokkaido.lg.jp)



### ◆問い合わせ先

総合政策部国際局国際課 (TEL:011-204-5339)

自治体職員向け事業承継支援ガイドブックを作成しました

～自治体が動く！事業承継支援でつなぐ地域の未来「惜しまれながら廃業」をとめる策とは～ **【新規】**

**（北海道経済産業局）**

経済産業省北海道経済産業局は、自治体による事業承継支援の輪を道内でも広げていくことを目的に、自治体職員向け事業承継支援ガイドブックを作成しました。

本冊子では、道内自治体主体の事業承継支援に関する実態把握調査※（当局実施／道内では初の取組）結果や、本調査事業を活用して美瑛町・増毛町が作成した事業承継支援の取組案等を掲載しています。

また、自治体の事業承継支援に有用なヒントを、「5つの視点」として取りまとめています。

本冊子をきっかけに、道内自治体を中心とした事業承継支援の取組が進展することを目指します。

※令和6年度中小企業活性化・事業承継総合支援事業（北海道内の自治体等を中心とする中小企業等の事業承継支援に係る調査事業）

### 作成目的

北海道は後継者不在率が全国4番目の高さであり、北海道経済の活力を維持・向上させていく上で事業承継の一層の推進が不可欠です。このような状況下、自治体には「地域における事業承継支援拡大の旗振り役」としての役割が期待されます。

本ガイドブックは、地域の経済や生活に不可欠・必要とされながら後継者不在により廃業してしまう「惜しまれながら廃業」の問題に直面しながらも、何から手を打てばいいか悩む道内自治体にヒントを得てもらうことを目的に作成しました。

### 掲載内容

1. 事業承継の基礎情報
2. 北海道の現状を知る（道内自治体における事業承継支援の実態把握調査）
3. 道内外の自治体が進める事業承継支援
4. 地方創生×事業承継
  - ・地方創生から考える事業承継
  - ・事業承継が紡ぐ地域の未来
5. 地域の事業承継支援を考える（美瑛町・増毛町での意見交換会レポート）
6. 自律的に事業承継支援に取り組むために  
（まとめと提言・重要な5つの視点・一歩踏み出すためのヒント集）

### 入手方法

北海道経済産業局のウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20250313/index.htm>

### 問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

電話：011-709-2311(内線 2562)

E-mail：[bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp](mailto:bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp)

EV 部品の解説動画の公開、部品の見学・貸出しを行います  
～ 開発者が語る！電気自動車の仕組みや開発要素について紹介 ～ **【新規】**  
(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、道内サプライヤーの自動車の電動化対応を支援するため、道内で初めて開催した「EV 部品の分解展示・研修会」における講義および分解部品の解説を動画公開するとともに、希望者への EV 部品見学・貸出を期間限定で行います。

公開する動画では、日産リーフの開発プロジェクトに従事した OB から、EV 部品の構造・役割、体験談を交えた開発ポイント等を紹介します。

また、EV 部品の見学・貸与では、実際に部品を手にしながら、開発要素を研究・探索することが可能です。

本事業を通じて、道内サプライヤーの自動車の電動化に向けた技術開発や新事業展開を支援します。

### 動画概要

- ・日産リーフ（EV）のしくみについて（約 30 分）  
[https://www.youtube.com/watch?v=coF\\_f8ZwFmY](https://www.youtube.com/watch?v=coF_f8ZwFmY)（metichannel（経済産業省公式 YouTube））  
リーフの電動パワートレインやインバータ、バッテリーなどの概要について解説。
- ・日産リーフ（EV）の各種部品を解説（約 30 分）  
<https://www.youtube.com/watch?v=MIRL015wSgE>（metichannel（経済産業省公式 YouTube））  
リーフ搭載の各種部品の構造や役割について解説。

【講師】石川 茂明 氏

日産自動車にてリーフ等のプロジェクト開発に従事。現在は技術コンサルタントとして活躍。

### EV 部品見学・貸出概要

【展示場所】(株)マテック石狩 ELV 解体工場（石狩市新港南 1 丁目 22-16）

【車種】日産リーフ

【見学・貸出期限】2025 年 3 月 25 日（火）

※主な部品の一覧及び見学・貸出申込については北海道経済産業局のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokcm/20250225/index.htm>

### 問い合わせ

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 製造・情報産業課

TEL：011-709-2311（内線：2570）

E-mail：[bzl-hokkaido-seizojoho@meti.go.jp](mailto:bzl-hokkaido-seizojoho@meti.go.jp)

## 「小規模企業者等設備貸与事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

|         |                                                                                                                                                                                                           |               |                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----------------------------------------------------|
| 対象企業等   | 1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象（一部対象外の業種があります）<br>2. 創業予定者（1ヶ月以内に事業開始、または2ヶ月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人）                                                                                                          |               |                                                     |
| 従業員規模   | 従業員 50 名以下<br>なお、従業員が 21 名以上（商業およびサービス業は 6 名以上）の場合、次の制限があります。<br>①（借入制限）信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下<br>②（利益制限）直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下<br>③（株主制限）発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない |               |                                                     |
| 対 象 設 備 | 生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備                                                                                                                                                                                    |               |                                                     |
| 貸与条件    | 貸与金額                                                                                                                                                                                                      | 100 万円以上1億円以下 |                                                     |
|         | 貸与期間                                                                                                                                                                                                      | 割賦            | 機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年（据置 1 年以内）                  |
|         |                                                                                                                                                                                                           | リース           | 機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年                            |
|         | 利 率                                                                                                                                                                                                       | 割賦            | （損料率）年 1.8%～2.0%<br>（※）一定の要件に該当する場合、最大 0.1%の引き下げが可能 |
|         |                                                                                                                                                                                                           | リース           | （月額リース料率）0.998%～2.955%                              |
|         | 償還方法                                                                                                                                                                                                      | 割賦            | 月賦又は半年賦                                             |
|         |                                                                                                                                                                                                           | リース           | 毎月払い                                                |
|         | 保 証 金                                                                                                                                                                                                     | 割賦            | 貸与金額の 5%                                            |
|         |                                                                                                                                                                                                           | リース           | なし                                                  |
| 連帯保証人   | 道内在住者 1 名（法人の場合は代表者）<br>なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。                                                                                                                           |               |                                                     |
| 申 込 受 付 | 貸与予定額に達するまでの随時受付                                                                                                                                                                                          |               |                                                     |
| 申 込 先   | センター札幌本部、道内商工会・商工会議所<br>※商工会・商工会議所を経由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます（10 年以内）。                                                                                                                                   |               |                                                     |

（※）貸与条件等は変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者等設備貸与事業ホームページ [https://www.hsc.or.jp/consul/facility\\_small/](https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/)

### ◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

（公財）北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G 電話 011-232-2404

## 中小・小規模企業デジタル技術導入等緊急支援事業費補助金【新規】

(北海道)

エネルギー価格高止まり等の影響を受けている道内中小・小規模企業等の生産性向上等を図るため、デジタル技術導入による経営改善の取組を支援します。

### 補助対象

| 対象事業者 | 中小・小規模企業者等※1                          |        |
|-------|---------------------------------------|--------|
| 申請区分  | 通常枠                                   | 賃上げ枠※2 |
| 補助率   | 1/2以内                                 | 3/4以内  |
| 補助上限額 | 200万円                                 | 300万円  |
| 対象経費  | 機械装置・システム等費、クラウド使用料、借料、委託費、外注費、その他の経費 |        |

※1 道内に本店（個人事業主は住所）を有する事業者及び道内に主たる事務所または事業所を有するNPO法人が対象

※2 下記のいずれかを満たす対象事業者が申請可能

- ①申請日までの間に、従業員の平均賃金を2024年（令和6年）12月時点と比較して3.5%以上引上げ
- ②事業完了日までの間に、従業員の平均賃金を2024年（令和6年）12月時点と比較して3.5%以上引上げ

### 事業スケジュール（予定）

- 3月19日（水）・・・募集開始
- 5月19日（月）・・・募集締切
- 7月・・・・・・・・・・審査結果公表

予算状況次第で2次募集を実施

詳細は下記のホームページをご覧ください。

<https://digital-support2025-hokkaido.jp/>

### お問合せ先

デジタル技術導入補助金2025事務局

TEL：011-351-6424

**特別高圧電力利用事業者緊急支援事業【新規】**

(北海道)

電気料金高止まりの影響を受けている事業者のうち、道内で特別高圧電力を利用する中小企業者の電気料金の一部を支援します。

**対象事業者**

道内で特別高圧電力を利用する中小企業者

(以下のいずれかを満たすこと。ただし、みなし大企業を除く。)

- ・特別高圧電力の受電契約を締結していること
- ・特別高圧電力を受電している施設内において電気を使用していること(大型商業施設のテナント等)

**支援期間・支援金額**

- 令和6年(2024年)8月から9月利用分  
：2.0円/kWh
- 令和6年(2024年)10月利用分、令和7年(2025年)1月から2月利用分まで  
：1.3円/kWh
- 令和7年(2025年)3月利用分  
：0.7円/kWh

※ただし、申請額合計の上限額は100万円となります

なお、予算の範囲内での支給となるため、申請状況によっては支給額が減額となる場合がありますことをあらかじめご了承ください。

**申請期間**

郵送申請

令和7年(2025年)3月14日(金)～6月17日(火)

電子申請

令和7年(2025年)3月26日(水)～6月17日(火)

**お問合せ先**

北海道特別高圧電力利用事業者緊急支援金事務局

T E L : 011-500-9435 【受付時間 平日9:30～17:30】

専用ホームページ

<https://tokubetsu-kouatsu-hkd2025.jp>



## 「パートナーシップ構築宣言企業」への優遇措置について

(北海道)

北海道では、サプライチェーン全体の付加価値増大や下請企業との望ましい取引慣行の遵守を宣言する「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している企業に、以下のとおり優遇措置を講じます。

### ※パートナーシップ構築宣言とは

関係省庁や経済団体等をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みが創設されました。

「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

<「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト>

<https://www.biz-partnership.jp/outline.html>

### 北海道におけるパートナーシップ構築宣言企業への優遇措置

| 項 目                                                           | 優遇措置の内容                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 低利な道制度融資の対象に追加<br>(令和5年2月13日～)                                | 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む中小企業者等を融資対象とした道制度融資の中でも低利な『ステップアップ貸付「政策サポート」』の融資対象となります。                                                                                   |
| 補助金審査時の加点措置<br>(中小企業競争力強化促進事業費補助金)<br>(令和5年度～)                | 北海道産業振興条例に基づき、中小企業者等が新分野・新市場進出等のために行うマーケティングや製品・サービスの開発などに要する経費に対し、補助する事業(中小企業競争力強化促進事業費補助金)の審査時に加点を行います。                                                      |
| 総合評価一般競争入札及び随意契約(プロポーザル方式)における加点措置(経済部における契約に限る。)<br>(令和5年度～) | 価格のみによって契約の相手方を決定しがたい場合や契約の性質または目的が競争入札に適しない場合の契約方法である、総合評価一般競争入札や随意契約(プロポーザル方式)の審査時において加点を行います。                                                               |
| 官公需における優先発注<br>(令和5年度～)                                       | 道が物品購入や役務・工事を発注する「官公需」において、地域経済に配慮し、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」において、新たに「パートナーシップ構築宣言」に登録・公表している中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努めるよう定め、関係機関に対して、本方針の趣旨を周知し、同様の配慮を行うよう働きかけます。 |

◆詳しくはこちら <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/141713.html>

◆問い合わせ先 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 (TEL:011-204-5331)



## 中小企業経営相談室のご案内

(北海道)

道では、中小企業等の皆様が持つ様々な経営課題の相談に応じるため、中小企業経営相談室を本庁及び各（総合）振興局に設置しています。ご相談がありましたらお気軽にご連絡ください。

### ◆各相談室連絡先・設置場所

| お住まいの地域        | 連絡先          | 設置場所              |
|----------------|--------------|-------------------|
| 石狩管内にお住まいの方    | 011-204-5827 | 石狩振興局商工労働観光課      |
| 空知管内にお住まいの方    | 0126-20-0061 | 空知総合振興局商工労働観光課    |
| 後志管内にお住まいの方    | 0136-23-1362 | 後志総合振興局商工労働観光課    |
| 胆振管内にお住まいの方    | 0143-24-9589 | 胆振総合振興局商工労働観光課    |
| 日高管内にお住まいの方    | 0146-22-9281 | 日高振興局商工労働観光課      |
| 渡島管内にお住まいの方    | 0138-47-9459 | 渡島総合振興局商工労働観光課    |
| 檜山管内にお住まいの方    | 0139-52-6641 | 檜山振興局商工労働観光課      |
| 上川管内にお住まいの方    | 0166-46-5940 | 上川総合振興局商工労働観光課    |
| 留萌管内にお住まいの方    | 0164-42-8440 | 留萌振興局商工労働観光課      |
| 宗谷管内にお住まいの方    | 0162-33-2528 | 宗谷総合振興局商工労働観光課    |
| オホーツク管内にお住まいの方 | 0152-41-0636 | オホーツク総合振興局商工労働観光課 |
| 十勝管内にお住まいの方    | 0155-27-8537 | 十勝総合振興局商工労働観光課    |
| 釧路管内にお住まいの方    | 0154-43-9181 | 釧路総合振興局商工労働観光課    |
| 根室管内にお住まいの方    | 0153-24-5619 | 根室振興局商工労働観光課      |

上記のほか、本庁（経済部中小企業課）でもご相談を受け付けています。

▼経営相談：011-204-5331

▼金融相談：011-204-5346

### ◆開設時間

8:45～17:30（平日のみ）

## 北海道医療大学の移転に関する中小企業等経営・金融特別相談室の設置について

(北海道)

令和5年(2023年)9月27日に北海道医療大学が移転を決定したことに伴い、今後、  
商工業者など関連する中小企業者等への影響が懸念されることから、影響を受ける  
中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり相談窓口を設置  
しております。

### ◆設置場所

石狩振興局産業振興部商工労働観光課内（札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館6階）

### ◆相談受付時間

平日8:45～17:30

### ◆相談内容

経営・金融相談

### ◆電話番号

011-204-5827

### ◆メールアドレス

ishikari.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

### 【参考】 当別町、当別町商工会における相談窓口

当別町役場及び当別町商工会に「北海道医療大学移転関連事業者向け相談窓口」が設置  
されております。

### ◆当別町役場

電話番号 0133-23-3129

相談窓口ホームページ

<https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/soshiki/syokou/42606.html>

### ◆当別町商工会

電話番号 0133-23-2447

商工会ホームページ

<https://r.goope.jp/tobetsu/>

## 勤労者福祉資金のご案内【更新】

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

## ◎こんな方向けの制度です

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

## ◆制度の概要

| 区 分  | 中小企業等で働く方                                                                                                                               | 非正規労働者の方                           | 季節労働者の方                                                                                                           | 離職者の方                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 融資対象 | 中小企業に勤務する方・NPO、社会福祉法人、医療法人等の法人に勤務する方                                                                                                    | 非正規労働者の方（有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など） | 2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方（雇用保険特例受給資格者）で、次のいずれの要件も備えた方<br>① 前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額）の方<br>② 前年の総収入が 150 万円以上の方 | 企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方<br>① 雇用保険受給資格者<br>② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方 |
|      | ただし、以下の条件に当てはまる方<br>① 前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額）の方<br>② 前年の総収入が 150 万円以上の方（北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合）                                      |                                    |                                                                                                                   |                                                                                                 |
|      | ※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。                                                                                                                  |                                    |                                                                                                                   |                                                                                                 |
| 資金使途 | 医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます）、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費                                                                                |                                    |                                                                                                                   | 医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます）、冠婚葬祭、一般生活費                                                     |
| 融資金額 | 120万円以内                                                                                                                                 |                                    |                                                                                                                   | 100万円以内                                                                                         |
| 融資期間 | 8年以内<br>（育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）                                                                                         |                                    | 8年以内                                                                                                              | 5年以内<br>（6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）                                                                   |
| 融資利率 | 年1.70%                                                                                                                                  |                                    | 年0.60%                                                                                                            |                                                                                                 |
| 償還方法 | 元利均等月賦償還及び半年賦併用可                                                                                                                        |                                    |                                                                                                                   |                                                                                                 |
| 信用保証 | 取扱金融機関の定めによります。                                                                                                                         | 北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。              |                                                                                                                   |                                                                                                 |
| 申込先  | 取扱金融機関（北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店）が申し込み窓口となっています。<br>※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。 |                                    |                                                                                                                   |                                                                                                 |

詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.html>

## ◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## コストアップに対応する融資制度のご案内【更新】

(北海道)

道では、中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューをご用意しております。

## ◆制度の概要

| 資金名    | 経営環境変化対応貸付                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 融資対象(1)                                                                                                                                                                                            | 融資対象(2) [原料等高騰]                                                                                                                                                                                                                       |
| 融資対象   | (ア) 最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ5%以上減少している方<br>(イ) 最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高（生産高）が前々年度の売上高（生産高）に比べ減少している方<br>(ウ) 前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している方<br>(エ) 最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している方 | (ア) 最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合（以下、「売上原価率等」）が前年同期に比べ増加している方<br>(イ) 原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの方<br>(ウ) 原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入する方 |
| 資金使途   | 事業資金（運転資金・設備資金）                                                                                                                                                                                    | (ア) (イ) 運転資金 (ウ) 設備資金                                                                                                                                                                                                                 |
| 融資金額   | 5,000 万円以内                                                                                                                                                                                         | 1億円以内                                                                                                                                                                                                                                 |
| 融資期間   | 10年以内（うち据置2年以内）                                                                                                                                                                                    | 10年以内（うち据置2年以内）                                                                                                                                                                                                                       |
| 融資利率   | 《固定金利》<br>3年以内 年1.2%、5年以内 1.4%、<br>7年以内 年1.6%、10年以内 1.8%<br>《変動金利》<br>年1.2%（融資期間が3年超の場合に限る）                                                                                                        | 《固定金利》<br>5年以内 年1.1%<br>10年以内 年1.3%<br>《変動金利》<br>年1.1%（融資期間が3年超の場合に限る）                                                                                                                                                                |
| 信用保証   | 必要により信用保証協会の保証に付することがあります。<br>保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                       |
| 取扱機関   | 令和8年(2026年)3月31日まで                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                       |
| 取扱金融機関 | 北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                       |

※上記資金の他にも様々なメニューをご用意しております。詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youshi/2708shikinmenu.html>

## ◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 北海道の中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金) [更新]

(北海道)

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度をご用意しております。

## ◆制度概要

| 目的、用途                           | 貸付メニュー                 | 融資金額                          | 融資期間                                 | 融資利率         |
|---------------------------------|------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|--------------|
| 創業したい、事業開始後5年未満                 | 創業貸付                   | 3,500万円以内                     | 10年以内                                | 1.2%～1.8%    |
| 事業規模を拡大したい                      | ステップアップ貸付              | 8,000万円以内                     | 10年以内                                | 1.4%～2.0%    |
| 食や環境・エネルギーなどの分野における新事業展開に取り組みたい | ステップアップ貸付<br>【政策サポート】  | 1億円以内                         | 10年以内                                | 1.2%～1.8%    |
| ゼロカーボン・チャレンジャーに登録した             | ステップアップ貸付<br>【ゼロカーボン】  | 1億円以内                         | 10年以内                                | 1.2%～1.8%    |
| 観光施設の新增設、工場や事業所などの新增設を行いたい      | ステップアップ貸付<br>【観光・企業立地】 | 8億円以内<br>うち運転2億円以内            | 運転:10年以内<br>設備:20年以内<br>立地:15年以内     | 1.2%～1.8%    |
| 事業承継を行いたい                       | 事業承継貸付                 | 1億円以内                         | 10年以内                                | 1.2%～1.8%    |
| 経営改善や事業再生を図りたい                  | 企業体質強化貸付               | 1億円以内                         | 15年以内                                | 金融機関<br>所定利率 |
| 景気低迷により、売上が減少している               | 経営環境変化対応貸付             | 5,000万円以内                     | 10年以内                                | 1.2%～1.8%    |
| 原料等価格の高騰の影響を受けている               | 経営環境変化対応貸付<br>【原料等高騰】  | 1億円以内                         | 10年以内                                | 1.1%～1.3%    |
| セーフティネット保証制度の認定を受けた             | 経営環境変化対応貸付<br>【認定企業】   | 2億円以内                         | 10年以内                                | 1.1%～1.3%    |
| 災害により経営に支障が生じている                | 経営環境変化対応貸付<br>【災害復旧】   | 運転5,000万円以内<br>設備8,000万円以内    |                                      |              |
| 業績向上に向けた取組を行いたい                 | 業績向上応援貸付               | 3,000万円以内                     | 10年以内                                | 1.2%～1.8%    |
| あらかじめ災害に備えたい                    | 防災・減災貸付                | 1億円以内                         |                                      |              |
| 耐震改修対策に取り組みたい                   | 防災・減災貸付<br>【耐震改修対策】    | 16億円以内                        | 20年以内                                | 1.1%～1.7%    |
| 中小企業者等の方で一般的な事業資金が必要            | 一般貸付                   | 8,000万円以内                     | 10年以内                                | 1.6%～2.2%    |
| 小規模企業者等の方で一般的な事業資金が必要           | 小規模企業貸付                | 5,000万円以内                     | 運転:7年以内<br>設備:10年以内<br>※短期(1年以内)の利用可 | 1.4%～2.0%    |
| 小口零細企業保証制度の対象                   | 小規模企業貸付【小口】            | 既存の保証付き<br>残高を含め<br>2,000万円以内 |                                      |              |

※各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係 (TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/2708shikinmenu.html>

借入金の返済が負担となっている事業者の方へ **【更新】**

(北海道)

道の制度融資では、民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のために借換が可能な融資制度をご用意しております。

- ・借換と同時に新規分を含めた増加融資や複数の道制度融資を一本化できます。
- ・保証の有無にかかわらず道制度融資の既往貸付を借換え可能です。

## ◆借換えに活用できる貸付制度

| 貸付制度名      | 融資対象者の概要                                                | 融資金額      | 融資（据置）期間                  | 融資利率（％）                  |
|------------|---------------------------------------------------------|-----------|---------------------------|--------------------------|
| 企業体質強化貸付   | 事業再生計画を立て、経営の改善に取り組む方（「経営改善サポート保証」の対象となる方）              | 1億円以内     | 15年(3年)以内                 | 金融機関<br>所定の利率            |
| 経営環境変化対応貸付 | 売上の減少等、業況の悪化を来している方                                     | 5,000万円以内 | 10年(2年)以内                 | 固定：1.2<br>～1.8<br>変動：1.2 |
| 原料等高騰      | 原料等価格の高騰により、経営に支障を来している方                                | 1億円以内     |                           | 固定：1.1<br>～1.3<br>変動：1.1 |
| 認定企業       | 取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方                       | 2億円以内     | 10年(3年)以内                 |                          |
| 小規模企業貸付    | 従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模事業者の方                          | 5,000万円以内 | 運転：7年<br>設備：10年<br>(1年)以内 | 固定：1.4<br>～2.0<br>変動：1.4 |
| 小口         | 小規模事業者で既往の信用保証協会付き融資残高が2,000万円未満である方（小口零細企業保証制度の対象となる方） | 2,000万円以内 |                           |                          |

※各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

## ◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係 (TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/115975.html>



水産物不漁・赤潮による漁業被害に伴う中小企業向け融資制度のご案内 **【更新】**

(北海道)

道では、水産物の不漁や、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により経営に影響を受けている中小企業の皆様を対象として、次の融資制度をご用意しております。

## ◆制度の概要

| 資金名     | 経営環境変化対応貸付 [認定企業] (イ)                                                                                                                                                                                                         | 経営環境変化対応貸付 [災害復旧]                                                                                      |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 融資対象    | ① 水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量（以下「売上高等」という。）が前年同期比で5%以上減少している方<br>② 漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる方 | 道が必要と認める地域内（日高・十勝・釧路・根室の4振興局管内）に事業所を有している中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により、経営に影響（間接被害）を受けている方 |
| 資金使途    | 事業資金（設備資金・運転資金）                                                                                                                                                                                                               | 運転資金                                                                                                   |
| 融資金額    | 2億円以内                                                                                                                                                                                                                         | 5,000万円以内                                                                                              |
| 融資期間    | 10年以内（据置3年以内）                                                                                                                                                                                                                 | 10年以内（据置2年以内）                                                                                          |
| 融資利率    | [固定] 1.1%（融資期間5年以内の場合）<br>1.3%（融資期間10年以内の場合）<br>[変動] 1.1%（融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）                                                                                                                                               |                                                                                                        |
| 担保・償還方法 | 取扱金融機関の定めるところによります                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                        |
| 信用保証    | 全て信用保証協会の保証付きとします<br>[保証料率]<br>一般保証適用の場合<br>経営状況に応じ年0.45%～年1.90%（9段階）                                                                                                                                                         | 全て信用保証協会の保証付きとします<br>[保証料率]<br>経営状況に応じ年0.40%～年1.71%（9段階）<br>※通常の保証料率から10%割引された料率となります                  |
| 取扱期間    | 令和7年（2025年）6月30日まで                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                        |
| 取扱金融機関  | 北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会                                                                                                                                                                |                                                                                                        |

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/90596.html>

## ◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所



## ALPS 処理水海洋放出により経営に影響を受けている事業者の方々向け 関連融資制度のご案内 **【更新】**

(北海道)

道では、ALPS 処理水の海洋放出に伴い、経営に影響を受けている中小企業者等の皆様の経営の安定を図るための融資制度をご用意しております。

## ◆制度の概要

| 制度名     | 中小企業総合振興資金 経営環境変化対応資金                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                         |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | 経営環境変化対応貸付 [認定企業]<br>ア(SN2号)                                                                                                                                                                                                                                                                               | 経営環境変化対応貸付 [認定企業]<br>イ(道特認)                                                                                             |
| 融資対象    | セーフティネット保証2号(中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定)の認定を受けた中小企業者等<br>※セーフティネット保証2号の認定は、本社所在地を管轄する市町村長が行います。<br>認定基準は次のとおり。<br>次の①～②のいずれかに該当し令和5年8月24日以降1ヵ月間の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月の売上高等が前年同期比で10%以上減少するもの<br>①諸外国で日本からの水産物を輸入している業者と直接的に取引がある者(取引依存度:20%以上)<br>②諸外国で日本からの水産物を輸入している業者と間接的に取引がある者(取引依存度:20%以上) | ALPS 処理水海洋放出による直接的又は間接的な影響を受けた事業者であって、原則として最近1ヵ月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少見込みの中小企業者等 |
| 資金使途    | 事業資金(設備資金・運転資金)※道制度融資の既往残高の借換に要する資金も対象                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                         |
| 融資金額    | 2億円以内<br>※設備資金と運転資金の併用可。併用時の融資金額は、1企業あたり合計2億円が限度                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                         |
| 融資期間    | 10年以内(うち据置3年以内)                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                         |
| 融資利率    | 【固定】 1.1%(融資期間5年以内の場合)<br>1.3%(融資期間10年以内の場合)<br>【変動】 1.1%(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                         |
| 担保・償還方法 | 取扱金融機関の定めるところによります                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                         |
| 信用保証    | 全て信用保証協会の保証付きとします。<br>【保証料率】<br>セーフティネット保証2号の適用で<br>普通保険適用の場合 年0.70%<br>無担保保険適用の場合 年0.68%<br>特別小口保険適用の場合 年0.48%                                                                                                                                                                                            | 全て信用保証協会の保証付きとします<br>【保証料率】<br>一般保証適用の場合<br>経営状況に応じ年0.45%～年1.90%(9段階)<br>特別小口保険適用の場合年0.72%                              |
| 取扱期間    | 令和7年(2025年)8月23日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 令和7年(2025年)9月30日まで                                                                                                      |
| 取扱金融機関  | 北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                         |
| ポイント    | セーフティネット保証2号を利用する場合、通常の保証限度額とは別枠となり100%保証となります。                                                                                                                                                                                                                                                            | 間接的に影響を受けている観光関連事業者や飲食業など幅広い事業者が融資対象となります。                                                                              |

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yyushi/170744.html>

## ◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## キャリアアップ助成金について

(北海道労働局)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です(令和6年4月1日改正)

| 助 成 内 容        |                                                                  | 助 成 額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                |                                                                  | ※ ( ) は大企業の額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 正社員化コース        | 有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換した場合(1人当たり)                                   | ① 有期→正規: 80万円 (60万円)<br>② 無期→正規: 40万円 (30万円)<br>※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用する場合に以下の助成額を加算<br>1人当たり 28万5,000円 (大企業も同額)<br>※ 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合に以下の助成額を加算<br>① 1人当たり 9万5,000円 (大企業も同額)<br>② 1人当たり 4万7,500円 (大企業も同額)<br>※ 人材開発支援助成金の特定の訓練(定額制訓練、自発的職業能力開発訓練を除く)修了後に正規雇用労働者へ転換した場合に以下の助成額を加算<br>① 1人当たり 9万5,000円 (大企業も同額)<br>② 1人当たり 4万7,500円 (大企業も同額)<br>※ 人材開発支援助成金の特定の訓練(定額制訓練、自発的職業能力開発訓練)修了後に正規雇用労働者へ転換した場合に以下の助成額を加算<br>① 1人当たり 11万円 (大企業も同額)<br>② 1人当たり 5万5,000円 (大企業も同額)<br>※ 正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合に以下の助成額を加算<br>1事業所当たり 20万円 (15万円)<br>※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合に以下の助成額を加算<br>1事業所当たり 40万円 (30万円) |
| 障害者正社員化コース     | 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合(1人当たり)                             | 重度障害者等を<br>① 有期→正規: 120万円 (90万円)<br>② 有期→無期: 60万円 (45万円)<br>③ 無期→正規: 60万円 (45万円)<br>上記以外の障害者を<br>④ 有期→正規: 90万円 (67万5,000円)<br>⑤ 有期→無期: 45万円 (33万円)<br>⑥ 無期→正規: 45万円 (33万円)<br>※ 助成額が、支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 賃金規定等改定コース     | 有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、3%以上上昇させた場合(1人当たり)                        | ① 賃金を上昇(3%~5%未満)させた場合: 5万円 (3万3,000円)<br>② 賃金を上昇(5%以上)させた場合: 6万5,000円 (4万3,000円)<br>※ 「職務評価」の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合に以下の助成額を加算<br>1事業所当たり 20万円 (15万円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 賃金規定等共通化コース    | 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)                 | 60万円 (45万円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 賞与・退職金制度導入コース  | 有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合(1事業所当たり)                 | 40万円 (30万円)<br>※ 同時に導入した場合に以下の助成額を加算<br>16万8,000円 (12万6,000円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 社会保険適用時処遇改善コース | 有期雇用労働者等の賃金総額を増加、または週所定労働時間を延長、またはその両方を実施し、新たに社会保険を適用した場合(1人当たり) | ① 賃金総額を15%以上増額させた場合: 最大50万円 (最大37万5,000円)<br>※ 6か月ごとに10万円 (7万5,000円)<br>② 週所定労働時間を延長した場合: 30万円 (22万5,000円)<br>③ ①と②を併用した場合: 最大50万円 (最大37万5,000円)<br>※ 1年目に①を実施し、2年目に②を実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

◆問い合わせ先: 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)

TEL: 011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

## 産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）のご案内

（北海道労働局）

景気の変動、産業構造の変化等の理由により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、生産性向上に資する取組等を人材確保・育成の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と新たな人材の円滑な受け入れを支援するものです。

## ●主な受給要件

- 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構の実施する「事業再構築補助金」※1またはものづくり補助金事務局の実施する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下「ものづくり補助金」）」※2の事業計画書の申請を行い、当該ものづくり補助金の交付決定を受けていること。

※1 第12回および第13回の「成長分野進出枠（通常類型）」に限る。

※2 第17次以降の「製品・サービス高付加価値枠」に限る。

※1,2 事業計画に記載する「実施体制」の中に人材確保に関する事項を記載した場合に限る。

- 2 対象労働者の雇い入れにあたって、下記の①～③の全ての条件を満たすこと。
  - ①雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること。
  - ②期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除く）として雇い入れること。
  - ③交付決定を受けた補助金の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること。
- 3 対象労働者の雇い入れ日前6ヶ月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと。
- 4 生産指標が事業再構築補助金またはものづくり補助金の事業計画書の申請日の属する月の前々々月から前月の3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること。
- 5 対象労働者については、事業再構築補助金またはものづくり補助金の交付決定を受けた生産性向上等に係る業務に就く者であって、次の①と②に該当する者。
  - ①次のaかbのいずれかに該当する者。
    - a.専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者。
    - b.部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者。
  - ②1年間に350万円以上の賃金※3が支払われる者。

※3 時間外手当および休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当に限る。また、助成金の支給については、支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限る。

## ●助成金の支給額

## 1 助成額

- ①中小企業：250万円/人※4（125万円×2期※5）
- ②中小企業以外：180万円/人※4（90万円×2期※5）

※4 一事業主あたり5人までの支給に限る。

※5 雇い入れから6ヶ月を支給対象期の第1期、次の6ヶ月を第2期として、6ヶ月ごとに2回に分けて支給。

## 2 助成対象期間

1年間

## ●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室

（雇用助成金さっぽろセンター）TEL：011-788-2294

## ●厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/sankokinsangyourenk\\_eijinzaikakuhotou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/sankokinsangyourenk_eijinzaikakuhotou_00001.html)

## 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）のご案内

（北海道労働局）

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比較して上昇させた場合に、出向元に助成を行うことにより、企業の事業活動を促進し雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする制度です。

### ●主な受給要件

#### 1 助成金の対象となる「出向」

- (1) 出向期間終了後は元の事業所に戻ることを前提に、労働者（雇用保険被保険者）のスキルアップを目的とする出向が対象
- (2) 労働者の出向復帰後6ヶ月間の各月の賃金を、出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること

#### 2 対象となる事業主

- (1) 労働者のスキルアップにより企業活動を促進し雇用機会等の増大を目的として出向を実施する出向元のみが対象

※独立性が認められない事業主間の出向の場合は対象となりません

### ●助成金の支給額

#### ○助成率

中小企業      2/3                  中小企業以外      1/2

#### ○助成額

以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで助成）

- イ 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額
- ロ 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額

※出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

#### ○上限額

8,635円/1人1日当たり

（1事業所1年度当たり1,000万円まで）

※上限額は雇用保険の基本手当日額の最高額（令和6年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

※上記の他にも様々な要件がありますので、下記問い合わせ先、厚生労働省ホームページ、ガイドブック等で確認をお願いします。

### ●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室

（雇用助成金さっぽろセンター） TEL：011-788-2294

### ●厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html)

## 雇用調整助成金について

(北海道労働局)

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

## ●主な支給要件

- イ 最近 3 か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて 10%以上減少していること。
- ロ 雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者数の最近 3 か月の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと。
- ハ 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- ニ 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間中に支給を受けた直前の判定基礎期間又は支給対象期間の末日のいずれか遅い日の翌日から起算して 1 年を超えていること。

## ●受給手続

- イ 事業主が指定した 1 年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要。
- ロ 計画届の提出後、対象期間内の各「支給対象期間」ごとに、当該支給対象期間の末日の翌日から 2 か月以内に、支給申請書を提出することが必要。

## ●支給額

※対象労働者 1 人 1 日あたり 8,635 円が上限です。（令和 6 年 8 月 1 日現在）

| 助成内容と受給できる金額                                                     | 中小企業    | 中小企業以外 |
|------------------------------------------------------------------|---------|--------|
| 休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成率（※） | 2/3     | 1/2    |
| 教育訓練を実施したときの加算額（支給対象者 1 人 1 日あたり）                                | 1,200 円 |        |

令和 6 年 4 月 1 日以降に開始する対象期間からは、累計の支給日数が 30 日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間からは下記の助成率および教育訓練加算額が適用されます。

| 教育訓練実施率           | 企業規模 | 助成率 | 教育訓練加算額 |
|-------------------|------|-----|---------|
| 1/10 未満           | 中小企業 | 1/2 | 1,200 円 |
|                   | 大企業  | 1/4 |         |
| 1/10 以上<br>1/5 未満 | 中小企業 | 2/3 |         |
|                   | 大企業  | 1/2 |         |
| 1/5 以上            | 中小企業 | 2/3 | 1,800 円 |
|                   | 大企業  | 1/2 |         |

- 問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室  
（雇用助成金さっぽろセンター） TEL: 011-788-2294

- 厚生労働省ホームページ

雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)



## 高年齢労働者処遇改善促進助成金について

(北海道労働局)

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する観点から、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて、就業規則や労働協約の定めるところにより、高年齢労働者に適用される賃金に関する規定または賃金テーブルの増額改定に取り組む事業主に対して助成する制度です。

### ◆主な支給要件

- ・すべての算定対象労働者の1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金と、60歳時点の1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金を比較して、75%以上増額していること。
- ・賃金規定等を増額改定後6か月間の賃金額で算定した対象労働者の高年齢雇用継続基本給付金の受給総額 (A) が増額改定前6か月間の受給総額 (B) と比較して減少していること。
- ・支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用していること。

### ◆算定対象労働者

- ・申請事業所において高年齢雇用継続基本給付金を受給している者
- ・支給申請日において、継続して支給対象事業主に雇用されている者

### ◆支給額

上記 (B) から (A) を引いた額に、2/3 (中小企業以外は1/2) を乗じた額

### ◆支給申請回数

最大4回 (6か月×4回)

### ◆問い合わせ先

- ・厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係 (雇用助成金さっぽろセンター6階)  
TEL:011-788-9132
- ・厚生労働省ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index\\_00039.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00039.html)



## 人材開発支援助成金のご案内(令和6年度)

(北海道労働局)

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

## 1 助成メニュー

| 支給対象となる訓練等                                                                                      | 助成対象            | 対象労働者    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------|
| <b>① 人材育成支援コース</b>                                                                              |                 |          |
| 10時間以上のOFF-JT、新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練、有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練について助成 | ・事業主<br>・事業主団体等 | 雇用保険被保険者 |
| <b>② 教育訓練休暇等付与コース</b>                                                                           |                 |          |
| 有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成                                               | 事業主             | 雇用保険被保険者 |
| <b>③ 人への投資促進コース</b>                                                                             |                 |          |
| ・高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練<br>高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練について助成                                        | 事業主             | 雇用保険被保険者 |
| ・情報技術分野認定実習併用職業訓練<br>IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練について助成                                 |                 |          |
| ・定額制訓練<br>サブスクリプション型の研修サービスによる訓練について助成                                                          |                 |          |
| ・自発的職業能力開発訓練<br>労働者が自発的に受講した訓練（訓練費用を負担する事業主に対して助成）                                              |                 |          |
| ・長期教育訓練休暇等制度<br>長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成                            |                 |          |
| <b>④ 事業展開等リスティング支援コース</b>                                                                       |                 |          |
| 事業展開等やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練                                                       | 事業主             | 雇用保険被保険者 |

## 2 助成額・助成率（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

| 支給対象となる訓練等             |                      |                | 賃金助成額<br>(1人1時間当たり) |                   | 経費助成率                          |                                 | OJT実施助成額<br>(1人1コース当たり) |                   |
|------------------------|----------------------|----------------|---------------------|-------------------|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------|-------------------|
|                        |                      |                |                     | 賃金要件等を<br>満たす場合※6 |                                | 賃金要件等を<br>満たす場合※6               |                         | 賃金要件等を<br>満たす場合※6 |
| ① 人材育成支援コース            | 人材育成訓練               | OFF-JT         | 760円<br>(380円)      | 960円<br>(480円)    | 45% (30%) ※1<br>60%※2<br>70%※3 | 60% (45%) ※1<br>75%※2<br>100%※3 | －                       | －                 |
|                        | 認定実習併用職業訓練           | OFF-JT         | 760円<br>(380円)      | 960円<br>(480円)    | 45% (30%)                      | 60% (45%)                       | －                       | －                 |
|                        |                      | OJT            | －                   | －                 | －                              | －                               | 20万円<br>(11万円)          | 25万円<br>(14万円)    |
|                        | 有期実習型訓練              | OFF-JT         | 760円<br>(380円)      | 960円<br>(480円)    | 60%※2<br>70%※3                 | 75%※2<br>100%※3                 | －                       | －                 |
|                        |                      | OJT            | －                   | －                 | －                              | －                               | 10万円<br>(9万円)           | 13万円<br>(12万円)    |
| ② 教育訓練休暇等付与コース         |                      |                | －                   | －                 | 30万円                           | 36万円                            | －                       | －                 |
| ③ 人への投資促進コース           | 高度デジタル人材訓練           | OFF-JT         | 960円<br>(480円)      | －                 | 75% (60%)                      | －                               | －                       | －                 |
|                        | 成長分野等人材訓練            | OFF-JT         | 960円※4              | －                 | 75%                            | －                               | －                       | －                 |
|                        | 情報技術分野認定実習併用<br>職業訓練 | OFF-JT         | 760円<br>(380円)      | 960円<br>(480円)    | 60% (45%)                      | 75% (60%)                       | －                       | －                 |
|                        |                      | OJT            | －                   | －                 | －                              | －                               | 20万円<br>(11万円)          | 25万円<br>(14万円)    |
|                        | 定額制訓練                | OFF-JT         | －                   | －                 | 60% (45%)                      | 75% (60%)                       | －                       | －                 |
|                        | 自発的職業能力開発訓練          | OFF-JT         | －                   | －                 | 45%                            | 60%                             | －                       | －                 |
|                        | 長期教育訓練休暇制度           |                | 960円※5<br>(760円)    | －<br>(960円)       | 20万円                           | 24万円                            | －                       | －                 |
| 教育訓練短時間勤務等制度           |                      | －              | －                   | 20万円              | 24万円                           | －                               | －                       |                   |
| ④ 事業展開等リスクリング支援<br>コース | OFF-JT               | 960円<br>(480円) | －                   | 75% (60%)         | －                              | －                               | －                       |                   |

※1 正規雇用労働者等へ訓練を実施した場合の助成率。

※2 非正規雇用を維持した場合の助成率。

※3 正社員化した場合の助成率。

※4 国内の大学等を利用した場合に助成。

※5 有給休暇の場合のみ助成。

※6 訓練終了後に訓練受講者に対する賃金改善前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、賃格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算。

## 人材開発支援助成金：「人への投資促進コース」の創設

人への投資を強化するため、現在政府では、5年間で1兆円規模のパッケージを創設し、民間ニーズを反映しつつ、取り組んで行くこととしています。  
 人材開発支援助成金についても、国民の皆様からの提案等をもとに、令和4～8年度の期間限定助成として「人への投資促進コース」を創設しました。  
 「人への投資促進コース」には以下の5つのメニューがあります。

### 定額制訓練

サブスクリプション型研修サービスによる訓練の実施

### 高度デジタル人材訓練 / 成長分野等人材訓練

高度デジタル人材等を育成するための訓練の実施

### 情報技術分野認定実習 併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練を実施

### 自発的職業能力開発訓練

労働者の自発的な訓練について事業主が費用負担した場合に助成

### 長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度等を導入

### 定額制訓練

### 定額受け放題

| 対象の訓練            | 経費助成率  |     | 賃金助成額 |     |
|------------------|--------|-----|-------|-----|
|                  | 中小企業   | 大企業 | 中小企業  | 大企業 |
| サブスクリプション型研修サービス | 60%    | 45% | —     |     |
|                  | (+15%) |     |       |     |

### 高度デジタル人材訓練/成長分野等人材訓練

### 資格取得費用も対象

| 対象の訓練                      | 経費助成率 |     | 賃金助成額            |      |
|----------------------------|-------|-----|------------------|------|
|                            | 中小企業  | 大企業 | 中小企業             | 大企業  |
| ITSS (ITスキル標準) レベル4・3となる訓練 | 75%   | 60% | 960円             | 480円 |
| 海外も含む大学院での訓練               | 75%   |     | 国内大学院の場合<br>960円 |      |

### 自発的職業能力開発訓練

### 自発的な学びを支援対象

| 対象の訓練                         | 経費助成率  |     | 賃金助成額   |         |
|-------------------------------|--------|-----|---------|---------|
|                               | 中小企業   | 大企業 | 中小企業    | 大企業     |
| 労働者の自発的な訓練について事業主が費用負担した場合に助成 | 60%    | 45% | 760円    | 380円    |
|                               | (+15%) |     | (+200円) | (+100円) |

### 情報技術分野認定実習併用職業訓練

### 資格取得費用も対象

| 対象の訓練                                                 | 経費助成率    |     | 賃金助成額   |         |
|-------------------------------------------------------|----------|-----|---------|---------|
|                                                       | 中小企業     | 大企業 | 中小企業    | 大企業     |
| IT分野未経験者(正規雇用労働者)の即戦力化のための訓練<br>(OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練) | 60%      | 45% | 760円    | 380円    |
|                                                       | (+15%)   |     | (+200円) | (+100円) |
|                                                       | OJT実施助成額 |     |         |         |
|                                                       | 中小企業     |     | 大企業     |         |
|                                                       | 20万円     |     | 11万円    |         |
|                                                       | (+5万円)   |     | (+3万円)  |         |

### 長期教育訓練休暇等制度

### 導入済み企業も賃金助成対象

| 対象の訓練                       | 経費助成率  |     | 賃金助成額 |         |
|-----------------------------|--------|-----|-------|---------|
|                             | 中小企業   | 大企業 | 中小企業  | 大企業     |
| 長期教育訓練休暇制度<br>(30日以上連続休暇取得) | 20万円   |     | 960円  | 760円    |
|                             | (+4万円) |     | —     | (+200円) |
| 所定労働時間の短縮と<br>所定外勤務時間の免除制度  | 20万円   |     | —     |         |
|                             | (+4万円) |     |       |         |

※ 経費助成率、賃金助成額の( )は、賃金要件・資格等手当要件を満たした場合(別途、申請が必要)

※ 人材開発支援助成金は、各コースごとに助成対象となる訓練の上限時間数、1人当たりの経費助成限度額・上限回数が設けられています。

## 人材確保等支援助成金について

(北海道労働局)

人材の確保・定着を目的とし、魅力ある職場作りのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成する制度です(令和4年4月1日改正)。

**人材確保等支援助成金の「雇用管理制度助成コース」は、令和4年4月1日より整備計画の新規受付を休止しています(コースを廃止するものではなく、来年度以降再開予定です。ただし、受付の再開時期は現時点では未定です)。  
また、令和6年3月をもって、介護福祉機器助成コースは廃止となりました。**

- 令和4年3月31日までに整備計画を提出された事業主は、令和4年4月1日以降にも雇用管理制度、人事評価制度等の導入及び支給申請を行うことができます。

### 雇用管理制度助成コース(新規計画受付休止中) ※令和4年度より休止中。再開時期は未定

事業主が、新たに認定された雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度(保育事業主のみ))に取り組み、離職率を目標値以上に低下させた場合に、目標達成助成として57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)を支給します。

### 人事評価改善等助成コース(令和6年4月受付再開)

生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通して、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するもので、目標達成助成として80万円を支給します。

### 外国人労働者就労環境整備助成コース

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備(就業規則の多言語化など)を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して整備に要した費用の1/2(上限57万円)を支給します。

### 派遣元特例コース(令和6年6月28日～令和7年3月31日まで)

派遣元事業主が、雇用する派遣労働者を対象に、新たに賃金制度の整備・改善を実施した場合に、整備に係る基本経費(定額5万円)に、雇用する派遣労働者の人数に応じた定額(1人につき1万円)を加えた額を支給します。

※令和7年3月31日までの時限措置です。

※このほかにも中小企業団体等助成コースがあります。

## ◆問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
雇用助成金さっぽろセンター6階 TEL 011-788-9132

## ◆厚生労働省ホームページ

- ・雇用管理助成コース、中小企業団体助成コース、人事評価改善等助成コース

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_07843.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html)

- ・外国人就労環境整備助成コース

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html)

## 人材確保支援事業【更新】

(北海道)

人手不足が深刻な道内事業者が、求職者を雇用し、対象職種に31日以上在職させた場合、道内事業者及び就労者双方に支援金等を支給します。

## 制度の内容等



| 区 分       | 支援内容                                                                                                                                                    | 募集数  |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 道 内 事 業 者 | <b>支援金 10万円</b><br>( + 離職期間1年以上の方を雇用、または賃金額をR6.12月就労分から3.5%以上増額させた場合は、10万円を加算)<br>※要件を満たす方の雇入数に制限はありませんが、事業者への支給は1回限りです。<br>※加算金は、二つの要件を満たしても10万円となります。 | 200社 |
| 就 労 者     | <b>奨励金 10万円 ( + 移動費 実費上限 10万円を加算)</b><br>※引越費用等は含みません。                                                                                                  | 300人 |

※勤務日の早い順で支給を決定します。奨励金、支援金及び支援加算金は予算の範囲内で支給するため、申請が予算を超えた場合は、申請いたしても奨励金、支援金及び支援加算金は支給いたしません。

※同一の勤務日で予算残額を超える申請があった場合、予算上限に達するまで電子くじによる選定を実施します。

## 対象職種

(第5回改定厚生労働省編職業分類による)

「008建築・土木・測量技術者」、「023看護師、准看護師」、「024医療技術者」、「028保健医療関係助手」、「029保育士、幼稚園教員」、「048営業の職業」、「049福祉・介護の専門的職業」、「050施設介護の職業」、「051訪問介護の職業」、「055飲食物調理の職業」、「056接客・給仕の職業」、「058その他のサービスの職業」、「059警備員」、「071製品製造・加工処理工(金属製品)」、「072製品製造・加工処理工(食料品等)」、「075機械整備・修理工」、「083貨物自動車運転の職業」、「084バス運転の職業」、「085乗用車運転の職業」、「089施設機械設備操作・建設機械運転の職業」、「090建設躯体工事の職業」、「091建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)」、「092土木の職業」、「094電気・通信工事の職業」

## 対象者

※申請期限は勤務初日から2か月以内です

|           |                                                                                                                                  |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 道 内 事 業 者 | ○道内に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であって、下記の者を雇用した事業者                                                                                 |
| 就 労 者     | ○離職期間が1か月以上あり、対象職種に就労し、令和7年3月1日から同年6月30日までに、労働時間が週20時間以上かつ31日以上の上職実績がある方<br>※18歳未満又は新卒者の方、在留資格が技能実習の方、就労が認められていない外国籍の方は対象となりません。 |

## 問い合わせ先

「人材確保支援事業」コールセンター TEL 050-3613-3016

E-mail jinzaikakuho2025@athuman.com

受付時間 月～金(10:30～19:00)、土(10:00～17:00)

※日曜・祝日や受付時間外はメールで受付し、後日回答いたします。

北海道 経済部 労働政策局  
産業人材課 人材確保支援係  
TEL 011-251-3896



※制度の詳細は道庁HPから支給要綱をご確認ください。



**【UIターン新規就業支援事業】  
道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人登録のご案内 **【更新】****

(北海道)

「UIターン新規就業支援事業」は、東京圏から移住支援金実施市町村（※）に移住して北海道が開設するマッチングサイトに掲載された求人広告に移住（予定）者が応募し就職した場合等に、移住者に最大100万円を支給する制度です。

マッチングサイトに掲載する求人広告は一部の大手民間求人サイトにも無料で掲載されます。  
是非ご活用ください。

（※令和7年度は道内140市町村が実施しています。）

◆移住支援金の概要（実施市町村など、詳細は北海道ホームページをご確認ください）

- 東京23区から**実施市町村**に移住し、**道のマッチングサイトに掲載している法人に新規就業**した方に移住先の市町村から支給されます
- 移住支援金は**単身 最大60万円、世帯 最大100万円**です。
- ※18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する市町村あり

◆法人等の登録要件（詳細は北海道のホームページの実施要領をご確認ください）

下記のいずれにも該当する法人等であること

- ・ 官公庁でないこと
- ・ 資本金10億円以上の法人でないこと
- ・ みなし大企業でないこと
- ・ 雇用保険の適用事業主であること
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

◆法人等登録の受付



・まずは下記 URL（移住支援金特設ページ）から**法人登録マニュアル**をダウンロードし、**登録要件**をご確認ください。

(URL) <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/matching.html>

・提出は**メール(様式Excel)**にて受け付けます(提出先アドレス⇒登録マニュアル参照)。

メール提出が難しい場合はご相談ください。

提出先メールアドレス: jinzai.yuti@pref.hokkaido.lg.jp

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL 011-251-3896)

**人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します**  
**【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】**

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。



◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談 (同一フロアの北海道中小企業総合支援センターの専門家等が対応)

◆4月の事業所向けセミナー

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| ①採用力向上セミナー  | 4月22日(火) 14:00～15:30 |
| ②魅力ある求人セミナー | 4月15日(火) 14:00～15:30 |

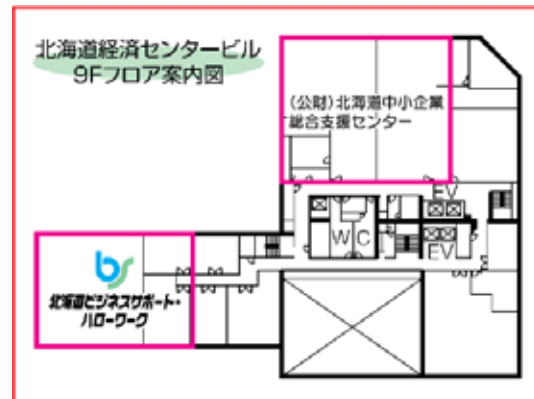
◆センター概要

開庁時間: 月曜日～金曜日 9:30～17:00 (土日祝日及び12/29～1/3はお休み)

所在地: 札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL: 011-200-1622 FAX: 011-281-2351 利用料: 無料





## 北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて

(北海道)

北海道就業支援センター（ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ）では、人材確保や職場定着などにお悩みの企業に対し、訪問による個別相談や企業内キャリアコンサルティングを行っております。

そのほか、企業の皆さまにご参加いただき実施する求職者向け支援メニューも下記のとおりございますので、ぜひご活用ください。

### ◆企業向け支援メニュー

| メニュー名               | 実施内容                                                       | 実施地域 | 実施時期 |
|---------------------|------------------------------------------------------------|------|------|
| 企業個別相談<br>(訪問支援)    | 人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個別相談を行います。                       | 道内   | 通年   |
| 企業内キャリア<br>コンサルティング | 社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企業の社員を対象とするキャリアコンサルティングを実施いたします。 | 道内   | 通年   |

### ◆求職者向け支援メニュー ※企業関係分のみ抜粋

| メニュー名              | 実施内容                                           | 実施地域        | 実施時期 |
|--------------------|------------------------------------------------|-------------|------|
| 職業体験<br>(インターンシップ) | 求職者を職業体験へ誘導するとともに、受入企業開拓を行います。                 | 道内          | 通年   |
| 企業見学会・<br>交流会      | 人手不足産業等の理解促進のため、企業見学会及び交流会を実施いたします。(1日の中で両方開催) | 札幌<br>地方5拠点 | 随時   |

### ◆問い合わせ先

北海道就業支援センター（ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ）

TEL: 011-209-4510（月～金 10:30～19:00、土 10:00～17:00）※日曜・祝日、年末年始除く。

URL: <https://www.jobcafe-h.jp/>

## 「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内

(北海道)

道では、働き方改革に関する地域の中小企業者等の相談対応の強化を図るため、本庁及び(総合)振興局に相談窓口を設置し、国(北海道労働局)と連携した専門家による相談・助言等を行います。

### ◆支援内容

#### 1 名称等

〔名称〕 「働き方改革関連特別相談窓口」

〔設置場所(16か所)〕

- ・経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室内
- ・各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課内
- ・後志総合振興局産業振興部商工労働観光課小樽商工労働事務所内

#### 2 業 務

上記振興局等の窓口において、職員が日常的に相談に対応するほか、定期的(月1回程度)に巡回相談日を設けて、専門家による相談対応を行います。

巡回相談の他、会社または自宅からオンラインによる相談も可能です。

なお、専門家は、北海道労働局が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」から派遣していただきます。

### ◆働き方改革特別相談窓口設置箇所及び連絡先

| 名 称               | 所 在 地                                  | 電 話 番 号      |
|-------------------|----------------------------------------|--------------|
| 空知総合振興局商工労働観光課    | 068-8558 岩見沢市8条西5丁目                    | 0126-20-0061 |
| 石狩振興局商工労働観光課      | 060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目                 | 011-204-5827 |
| 後志総合振興局商工労働観光課    | 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目                | 0136-23-1362 |
| 後志総合振興局小樽商工労働事務所  | 047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号                | 0134-22-5525 |
| 胆振総合振興局商工労働観光課    | 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号<br>むろらん広域センタービル | 0143-24-9588 |
| 日高振興局商工労働観光課      | 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号                 | 0146-22-9281 |
| 渡島総合振興局商工労働観光課    | 041-8558 函館市美原4丁目6番16号                 | 0138-47-9457 |
| 檜山振興局商工労働観光課      | 043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3               | 0139-52-6643 |
| 上川総合振興局商工労働観光課    | 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号               | 0166-46-5938 |
| 留萌振興局商工労働観光課      | 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号                | 0164-42-8440 |
| 宗谷総合振興局商工労働観光課    | 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号                 | 0162-33-2528 |
| オホーツク総合振興局商工労働観光課 | 093-8585 網走市北7条西3丁目                    | 0152-41-0635 |
| 十勝総合振興局商工労働観光課    | 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地                 | 0155-26-9044 |
| 釧路総合振興局商工労働観光課    | 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号                 | 0154-43-9183 |
| 根室振興局商工労働観光課      | 087-8588 根室市常磐町3丁目28番地                 | 0153-23-6829 |
| 道庁雇用労政課働き方改革推進室   | 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目                 | 011-204-5354 |

### ◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室 (Tel:011-204-5354)

## 労働相談窓口のご案内

(北海道)

道では、労働相談ホットライン及び中小企業労働相談所において、労働問題でお困りの皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

## ◆ 労働相談ホットライン

労働問題の専門家である社会保険労務士が、労働条件やその他、様々な労働問題でお困りの方からの相談に電話（フリーダイヤル）で対応しています。なお、相談は無料です。

■フリーダイヤル 0120-81-6105

■相談受付 <月曜日～金曜日> 17:00～20:00

<土曜日> 13:00～16:00

※祝日、4月28日～5月6日、8月11日～15日、12月28日～1月6日を除く

## ◆ 中小企業労働相談所

各（総合）振興局でも相談を受け付けています。

| 名 称               | 所 在 地                                  | 電 話 番 号      |
|-------------------|----------------------------------------|--------------|
| 空知総合振興局商工労働観光課    | 068-8558 岩見沢市8条西5丁目                    | 0126-20-0061 |
| 石狩振興局商工労働観光課      | 060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目                 | 011-204-5827 |
| 後志総合振興局商工労働観光課    | 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目                | 0136-23-1362 |
| 後志総合振興局小樽商工労働事務所  | 047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号                | 0134-22-5525 |
| 胆振総合振興局商工労働観光課    | 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号<br>むろらん広域センタービル | 0143-24-9588 |
| 日高振興局商工労働観光課      | 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号                 | 0146-22-9281 |
| 渡島総合振興局商工労働観光課    | 041-8558 函館市美原4丁目6番16号                 | 0138-47-9457 |
| 檜山振興局商工労働観光課      | 043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3               | 0139-52-6643 |
| 上川総合振興局商工労働観光課    | 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号               | 0166-46-5938 |
| 留萌振興局商工労働観光課      | 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号                | 0164-42-8440 |
| 宗谷総合振興局商工労働観光課    | 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号                 | 0162-33-2528 |
| オホーツク総合振興局商工労働観光課 | 093-8585 網走市北7条西3丁目                    | 0152-41-0635 |
| 十勝総合振興局商工労働観光課    | 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地                 | 0155-26-9044 |
| 釧路総合振興局商工労働観光課    | 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号                 | 0154-43-9183 |
| 根室振興局商工労働観光課      | 087-8588 根室市常磐町3丁目28番地                 | 0153-23-6829 |

■相談受付 <月曜日～金曜日> 9:00～17:30（祝日、12月28日～1月5日を除く）

■下記ホームページにも掲載しています。

[URL] <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.html>

労働相談ホットライン 北海道

で

検索



## 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内

（北海道）

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）は、国の指定する雇用情勢の厳しい地域等（同意雇用開発促進地域等）で雇用保険の適用事業所を設置・整備し、それに伴い道内に居住する求職者を一定条件で雇い入れた事業主に対し、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、国が一定の金額を助成する制度です。

令和6年度に北海道が実施する地域活性化雇用創造プロジェクト事業（以下、「地プロ事業」。）に参加する事業主が、所要の条件を満たした場合、国が指定する同意雇用開発促進地域等に限らず、地プロ実施地域として、この助成金の特例支給（基本支給+上乗せ支給）の対象となることがあります。

### ●基本支給 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）[厚生労働省北海道労働局、ハローワーク]

#### 助 成 額

設備・整備に要した費用及び対象労働者の雇い入れ人数に応じて、支給申請ごとに最大3回支給。

| 設置・整備に要した費用        | 対 象 労 働 者 の 数 |       |        |       |
|--------------------|---------------|-------|--------|-------|
|                    | 3～4人          | 5～9人  | 10～19人 | 20人以上 |
| 300万円以上1,000万円未満   | 50万円          | 80万円  | 150万円  | 300万円 |
| 1,000万円以上3,000万円未満 | 60万円          | 100万円 | 200万円  | 400万円 |
| 3,000万円以上5,000万円未満 | 90万円          | 150万円 | 300万円  | 600万円 |
| 5,000万円以上          | 120万円         | 200万円 | 400万円  | 800万円 |

※本計画の作成に当たっては、北海道労働局の指導を受ける必要がありますので、最寄りのハローワークへ必ずご相談ください。

受給手続きなどの詳細は、こちらへお問い合わせください。

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局）、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）へ

### ●対象地域

| 振興局   | ※同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域等                                                  |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 空 知   | なし                                                                      |
| 石 狩   | 石狩市（旧厚田郡厚田村の区域）、江別市、北広島市、新篠津村                                           |
| 後 志   | なし                                                                      |
| 胆 振   | なし                                                                      |
| 日 高   | なし                                                                      |
| 渡 島   | 函館市（旧亀田郡戸井町、旧同郡恵山町、旧同郡横手町、旧茅部郡南茅部町の区域）、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町 |
| 檜 山   | 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町                                          |
| 上 川   | なし                                                                      |
| 留 萌   | 羽幌町（焼尻島、天売島の区域）                                                         |
| 宗 谷   | 礼文町、利尻町、利尻富士町                                                           |
| オホーツク | なし                                                                      |
| 十 勝   | なし                                                                      |
| 銅 路   | 厚岸町（小島の区域）                                                              |
| 根 室   | なし                                                                      |

※指定地域 25市町村【同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域】

### ●特例支給（上乗せ支給額）

地プロ業種  
上乗せ支給  
(例)50万円/人×3人  
=150万円

基本支給額（最大3回）に加え、  
初回のみ上乗せ支給を受けられます

※特例支給は、対象となる業種等の条件  
があります。

※1事業所あたり20人が上乗せ支給の  
上限人数

地域活性化雇用創造プロ  
ジェクト事業に参加すると  
道内全域に拡大

【道雇用労政課HP】

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/chikaikin.html>

中小企業大学校旭川校 4月開講講座のご案内  
～中小企業の人材育成をサポート～ **【更新】**

(中小企業大学校旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。  
今回は、2025年4月に開講する研修のご紹介をいたします。カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページからお受けしています。

◆◇ ご案内 ◇◇

2025年度の上半期カリキュラム(電子ブック版)を公開しています。資料請求は下記お問い合わせ先まで。

[https://inst.smrj.go.jp/files/ebooks/2025/asahikawa/index\\_h5.html#1](https://inst.smrj.go.jp/files/ebooks/2025/asahikawa/index_h5.html#1)

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

【公的助成制度】 <https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/aid/index.html> をご覧ください。

詳細は、中小企業大学校旭川校までお問い合わせ下さい。

TEL : 0166-65-1200 FAX : 0166-65-2190 E-mail : [asahi-kenshu@smrj.go.jp](mailto:asahi-kenshu@smrj.go.jp)

中小企業大学校旭川校の講座内容 および 最新情報は、

ホームページ ( <https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html> ) をご覧下さい。



No.1 新任管理者研修(4月開講)  
～「できる管理者」を目指す人のマネジメント基本講座～

この研修では、管理者に求められる役割について理解した上で、管理者として必要となるマネジメントの知識・スキルを学び、自身のリーダーシップ(目標)を設定し、その実現に向けたアクションプランの策定に取り組めます。

◆この研修のポイント

1. 新任管理者、リーダーやその候補者に、最適の研修です。
2. 管理者に求められる幅広い知識を学び、数々の事例や演習を通じて理解を深めることで、明日からの業務に活かすことができます。
3. 管理者としての行動計画を作成することによって、自身の成長を促すことができます。

◆研修期間 4月15日(火)～4月18日(金) 4日間

◆研修時間 27時間

◆対象者 新任管理者、その候補者

◆受講料 39,000円(税込)

◆講師 株式会社インテレッジ 代表取締役 中小企業診断士 高橋 正也 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250010.html>

No.2 5S基礎講座  
～ 5Sを現場で定着・継続させるポイント ～

この研修では、現場でのムリ・ムダ・ムラを発見し、整理・整頓・清掃・清潔・躰(5S)と見える化を実現する手順を学びます。また、インターバルを活用して実際に5S活動に取り組むことで、自社・自部門の現場改善と改善活動定着手法を身につけます。

◆この研修のポイント

1. 5Sの視点で職場の問題点を把握する方法や、現場のムダの見つけ方と排除の仕方が学べます。
2. 写真等の実例を多用しており、理解を深める事ができます。
3. 実際に自社・自部門の現状を持ち寄り、改善のポイントと方法を学び、インターバル期間中に5Sの視点を使った改善を行います。

◆研修期間 前半：4月16日(水)～4月17日(木) 後半：5月21日(水)～5月22日(木) インターバル4日間

◆研修時間 27時間

◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者

◆受講料 39,000円(税込)

◆講師 株式会社ジェック経営コンサルタント 営業本部 取締役部長 高田 忠直 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250020.html>

No. 3 建設業のための現場管理者養成講座(4月開講)  
～ 建設業特有の課題に対応するための現場リーダー研修 ～

この研修では、建設業の現場を想定し、関係者と調整して円滑な現場運営を実現する上で必要となるリーダーシップと建設業の現場で発生するさまざまな問題を解決できる力を身につけることを目的とします。

※一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会  
CPDS 認証講座(21 ユニット取得可)

◆この研修のポイント

1. 建設業の現場を想定した、業界特化型のリーダー研修です。
2. リーダーシップ、コミュニケーション、問題解決といった、現場リーダーに必須のスキルを学びます。

◆研修期間 4月22日(火)～4月24日(木) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 北海道ジョブパートナー 代表 西條 永里子 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250030.html>



No. 4 営業力を高める商談・交渉力(札幌開催)  
～ 明日から成果が出る営業の基本 ～

この研修では、顧客の心をつかむ営業パーソンの心得を理解し、自身の営業スタイルを見つめ直すとともに、即実践できる営業スキルをロールプレイによる演習を通じて学びます。

◆この研修のポイント

1. 営業活動を基礎からじっくり学びます。
2. 営業パーソンに求められる役割を理解し、自身の営業スタイルを見つめ直します。
3. 即実践できる商談技術を身に付け、スキルアップを図ります。

◆研修期間 4月22日(火)～4月23日(水) 2日間

◆研修時間 12時間

◆対象者 すべての営業担当者および管理者

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 一般社団法人財開発支援協会 代表理事 雨宮 利春 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250040.html>



## 技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】



(ポリテクセンター北海道)

企業等の在職者の方々を対象に、技能・技術の習得・向上を目的に“ものづくり分野”を主とした「能力開発セミナー」を2～3日間程度の期間で実施しています。

能力開発セミナーは、事業主及び受講者の方々からも大変ご好評いただいています。直近に実施する能力開発セミナーを記載しておりますので、貴社の人材育成にご活用ください。

### ＜令和7年度能力開発セミナー開催予定（4月～6月） 受講申込受付中！！＞

| 分野    | 番号    | コース名                           | 開催日           | 定員<br>(人) | 受講料<br>(円) |
|-------|-------|--------------------------------|---------------|-----------|------------|
| 機械    | 1M115 | 半自動アーク溶接技能クリニック                | 5/13-14 (12H) | 8         | 21,500     |
|       | 1M117 | TIG 溶接技術クリニック                  | 5/15-16 (12H) | 8         | 21,000     |
|       | 1M120 | ＜油圧のメカニズムを知りたい方＞油圧実践技術         | 5/21-22 (14H) | 10        | 11,000     |
|       | 1M107 | ＜加工従事者のための＞精密測定技術(長さ測定編)       | 5/15-16 (12H) | 8         | 9,000      |
|       | 1M109 | 旋盤加工技術(外径加工編)                  | 5/22-23 (12H) | 8         | 13,500     |
|       | 1M110 | 旋盤加工技術(内径加工編)                  | 5/29-30 (12H) | 8         | 13,500     |
|       | 1M113 | 被覆アーク溶接技能クリニック                 | 6/23-24 (12H) | 8         | 19,500     |
| 電気・電子 | 1D207 | 電気設備の総合的設計技術(応用)               | 4/23-25 (18H) | 10        | 12,500     |
|       | 1D217 | 低圧電気設備の保守点検技術                  | 5/8-9 (12H)   | 10        | 8,000      |
|       | 1D318 | 製造現場における LAN 活用技術              | 5/15-16 (12H) | 10        | 9,000      |
|       | 1D201 | 有接点シーケンス制御の実践技術                | 5/26-27 (12H) | 10        | 8,500      |
|       | 1D220 | 電気系保全実践技術(有接点シーケンス編)           | 5/28-29 (12H) | 10        | 7,500      |
|       | 1D301 | PLCプログラミング技術                   | 5/27-28 (12H) | 10        | 9,000      |
|       | 1D306 | PLC制御の応用技術(応用命令編)              | 5/29-30 (12H) | 10        | 9,000      |
|       | 1D304 | PLC制御の応用技術(ST編)                | 6/5-6 (12H)   | 10        | 9,000      |
|       | 1D309 | PLCによるタッチパネル活用技術               | 6/9-10 (12H)  | 10        | 9,000      |
| 居住    | 1H408 | 実践建築設計2次元CAD技術(Auto_CAD 製図支援編) | 4/17-18 (12H) | 10        | 9,500      |
|       | 1H401 | 実践建築設計2次元CAD技術(Jw_cad 製図支援編)   | 6/4-5 (12H)   | 10        | 7,000      |

※会場はすべてポリテクセンター北海道(札幌市西区二十四軒)です。

#### 【問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部(ポリテクセンター北海道)  
生産性向上人材育成支援センター 能力開発セミナー担当(訓練第二課)

TEL:011-640-8823 FAX:011-640-8830

＜ホームページURL＞ <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/zaishoku/index.html>





## 「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】

(ポリテクセンター北海道)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、ポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター（生産性センター）が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

## ＜令和7年度 生産性向上支援訓練の募集申込受付中！！＞ ※1名から受講可能

| コース名                       | 開催日      | 定員<br>(人) | 実施<br>エリア | 実施<br>会場                  | 受講料<br>(税込) | 受講申込<br>期限日 |
|----------------------------|----------|-----------|-----------|---------------------------|-------------|-------------|
| 効率よく分析するための<br>データ集計       | 5/13 (火) | 20        | 札幌        | アイ日本総合ビジネス<br>学院          | 2,200 円     | 4/2<br>(水)  |
| RPA活用                      | 5/20 (火) | 15        | 札幌        | パソコンスクールパルティ<br>スバスセンター前校 | 3,300 円     | 4/9<br>(水)  |
| フォローアップによる<br>組織力の向上       | 5/27 (火) | 15        | 札幌        | ポリテクセンター<br>北海道           | 3,300 円     | 4/16<br>(水) |
| データベースを活用した<br>データ処理 (基本編) | 6/3 (火)  | 15        | 札幌        | キャリアバンク高等<br>職業能力開発校      | 2,200 円     | 4/23<br>(水) |

## サブスクリプション型訓練のご案内

令和5年度より開始した、**eラーニング形式**で受講できる生産性向上支援訓練です。

組織力強化のためのマネジメント3コースとITスキルに関する研修動画を、繰り返し受講できます。「研修を企画したいけれど従業員ごとに勤務時間や忙しい時期が異なる」などの理由で、一堂に会しての研修が難しい事業所様にお勧めします。

【組織力強化のためのマネジメント3コース】

①業務効率向上のための時間管理 ②成果を上げる業務改善 ③職場のリーダーに求められる統率力の向上

## DX人材の育成をサポートしています

## ■こんなお悩みありませんか

- ・デジタル化を進めたいけれど、何をすればいいかわからない。
- ・デジタル化を推進できる人材がいない。
- ・自社で活用できるツールがわからない。

## ■まずはお問い合わせください

生産性向上人材育成支援センターでは、中小企業・事業主団体等のDX人材の育成を支援しています。

豊富な全58コースの中から、企業課題やニーズに合わせたコースをご提案させていただきます。

- ・訓練日数は概ね1～5日間（4～30時間）で設定可能です。
- ・1人あたり **2,200円～6,600円（税込）** で受講が可能です。
- ・自社会議室等での受講が可能です。（企業に講師を派遣します）



## 【お問い合わせ先】

ポリテク北海道 生産性



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 (ポリテクセンター北海道)

生産性向上人材育成支援センター TEL:011-640-8828 FAX:011-640-8958

＜機構のホームページURL＞ <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/>



**MONO テク (道立高等技術専門学院) 及び北海道障害者職業能力開発校の  
令和 7 年度の訓練生を募集しています！ [更新]**

(北海道)

MONO テク (道立高等技術専門学院、全道8学院) と北海道障害者職業能力開発校では、専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に職業訓練を行っております。  
各 MONO テク等では令和 7 年度の訓練生を下記の通り募集しておりますので、知識や技能等を身に付け就職を目指している方は是非ご応募ください。なお、募集している訓練科目及び定員等の詳細については、各 MONO テク等にお問い合わせください。  
また、各 MONO テク等のホームページを開設していますので、次のアドレスよりご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/a0001>



◆ 選考日程等

| 施 設<br>(選考区分) | MONOテク (道立高等技術専門学院)                                                                      |                                                                                                                                                                          | 障害者職業能力開発校                                                                                                                  |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | 自己推薦選考                                                                                   | 一般選考                                                                                                                                                                     | B 日程                                                                                                                        |
| 出願期間          | 令和 7 年 4 月中旬まで、<br>随時受け付けています。                                                           |                                                                                                                                                                          | ①令和 6 年 11 月 18 日(月)～令和 7 年 1 月 15 日(水)<br>②令和 7 年 1 月 16 日(木)～令和 7 年 2 月 17 日(月)<br>③令和 7 年 2 月 18 日(火)～令和 7 年 3 月 27 日(木) |
| 選 考 日         | 令和 7 年 3 月 24 日(月)・4 月 11 日(金)<br>(各MONOテクでは、上記の全道統一日程の他、選考日を<br>設定しておりますので、お問い合わせください。) |                                                                                                                                                                          | ① <del>令和 7 年 1 月 24 日(金)</del><br>② <del>令和 7 年 3 月 3 日(月)</del><br>③ 令和 7 年 4 月 3 日(木)                                    |
| 応募資格          | 高校等を卒業した方等                                                                               | ・ 高校を卒業した方 (令和 7 年 3 月卒業見込みの方を含む) 又はこれと<br>同等以上の学力を有すると認められた方 (高卒者と同等以上の技能習得<br>能力を有すると認められる方を含む)<br>・ 短期課程については、一般求職者等 (新規中学校卒業者を含む) で、<br>職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする方 |                                                                                                                             |
| 試験内容          | 志望理由書                                                                                    | 学力試験 (国語、数学)                                                                                                                                                             |                                                                                                                             |
|               | 面接試験                                                                                     |                                                                                                                                                                          |                                                                                                                             |
| そ の 他         | 選考結果で募集定員に達した訓練科は募集を終了します。                                                               |                                                                                                                                                                          |                                                                                                                             |

◆ お問い合わせ先

| 名 称                         | 郵便番号     | 住 所                        | 電話番号         |
|-----------------------------|----------|----------------------------|--------------|
| MONO テク札幌<br>(札幌高等技術専門学院)   | 065-0027 | 札幌市東区北 27 条東 16 丁目 1 番 1 号 | 011-781-5541 |
| MONO テク函館<br>(函館高等技術専門学院)   | 041-0801 | 函館市桔梗町 435 番地              | 0138-47-1121 |
| MONO テク旭川<br>(旭川高等技術専門学院)   | 078-8803 | 旭川市緑が丘東 3 条 2 丁目 1 番 1 号   | 0166-65-6667 |
| MONO テク北見<br>(北見高等技術専門学院)   | 090-0826 | 北見市末広町 356 番地 1 号          | 0157-24-8024 |
| MONO テク室蘭<br>(室蘭高等技術専門学院)   | 050-0084 | 室蘭市みゆき町 2 丁目 9 番 5 号       | 0143-44-3522 |
| MONO テク苫小牧<br>(苫小牧高等技術専門学院) | 053-0052 | 苫小牧市新開町 4 丁目 6 番 10 号      | 0144-55-7007 |
| MONO テク帯広<br>(帯広高等技術専門学院)   | 080-2464 | 帯広市西 24 条北 2 丁目 18 番地 1 号  | 0155-37-2319 |
| MONO テク釧路<br>(釧路高等技術専門学院)   | 084-0915 | 釧路市大楽毛南 1 丁目 2 番 51 号      | 0154-57-8011 |
| 障害者職業能力開発校                  | 073-0115 | 砂川市焼山 60 番地                | 0125-52-2774 |
| 北海道経済部産業人材課                 | 060-8588 | 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目          | 011-204-5359 |

## ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内1

### 中小企業・工業高校等への実技指導 **更新**

(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、中小企業・工業高校等へのものづくりマイスターの派遣による実技指導を行います。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

#### 1 実技指導（派遣）の対象

- ・ 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者）
  - ・ 業界団体（事業主団体等により設立された認定職業訓練校を含む）
  - ・ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く）
- の主に15歳から35歳未満の若年技能者

#### 2 実技指導の内容

- ・ 中小企業・業界団体： ・ 技能検定2級の実技試験や技能競技大会競技課題を活用した指導
- ・ 工業高校等学校： ・ 技能検定3級の実技試験や技能競技大会競技課題を活用した指導  
・ 技能検定3級の受検資格付与に係る指導

（派遣指導の内容は、派遣企業等のニーズに応じて柔軟に設定します。）

#### 3 指導回数

- ・ 工業高校等の学生
  - ①技能検定、ものづくりコンテストなどの競技大会に向けた実技指導：原則10回まで
  - ②上記以外の実技指導：原則1回まで
- ・ その他の技能者：原則20回まで

#### 4 経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

**ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内2**  
**公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設イベントへの**  
**ものづくりマイスターの派遣による実技指導**

(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設などで行われる技能者を育成するイベントにものづくりマイスターを派遣し実技指導します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

**1 実技指導（派遣）の対象**

公共施設、民間イベントエリア等において技能者育成を目的として広く参加者を募集して実施する実演・体験指導を行うイベントにコーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

**2 派遣指導の依頼者**

派遣指導イベントを主催する団体、事業者、任意団体のほか開催する施設の運営者等

**3 実技指導の内容**

将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるような内容（派遣指導の内容は依頼者のニーズに応じて柔軟に設定します。また、指導レベルはものづくりに対する興味が得られるよう柔軟に設定します。）

**4 経費の負担**

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp



**ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内3**  
**地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信**  
**(北海道職業能力開発協会)**

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、地域若者サポートステーション事業の支援対象者を対象とした「ものづくりの魅力」を発信する事業に対し、コーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

**1 実技指導（派遣）の対象**

地域若者サポートステーション事業の支援対象者

**2 派遣指導の依頼者**

地域若者サポートステーション事業実施団体

**3 「ものづくりの魅力」発信の内容**

ニートの若者を対象としたものづくり体験等

（具体的な内容はニーズに応じて、ものづくりに対する興味を得られるよう設定）

**4 経費の負担**

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

TEL：011-825-2387

E-mail：[shinkou@h-syokunou.or.jp](mailto:shinkou@h-syokunou.or.jp)

## ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内4

小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 **更新**

(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等を対象とした「ものづくりの魅力」を発信する事業に対し、コーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

### 1 実技指導（派遣）の対象

小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等

### 2 派遣指導の依頼者

小中学校、児童センター運営者等

### 3 「ものづくりの魅力」発信の内容

将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるような内容（具体的な内容はニーズに応じて、ものづくりに対する興味が得られるよう設定）

### 4 経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

TEL：011-825-2387

E-mail：[shinkou@h-syokunou.or.jp](mailto:shinkou@h-syokunou.or.jp)

## 「在職者職業訓練総合相談窓口」のご案内

(北海道労働局・北海道・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者(従業員)のより高い資格の取得や能力のレベルアップを考えている企業の皆様へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

◆ 北海道労働政策協定を踏まえ、平成28年1月28日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者により、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置し、相談対応や情報提供を行っています。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

### ○職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度 (実施機関:北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構)

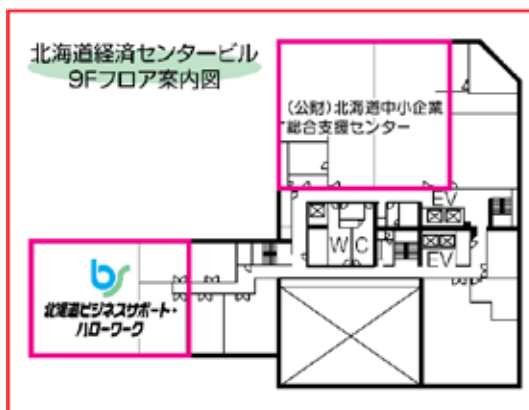
### ○助成金

キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金 (実施機関:北海道労働局)

### ◆問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク      Tel 011-200-1622

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F



「食（しょく）」っていいね！北海道  
～「北海道のおいしい！」を応援しています！～

（北海道開発局）

北海道開発局では、「第9期北海道総合開発計画」の目標「我が国の豊かな暮らしを支える北海道～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道」に係る主要施策の一つとして掲げている「食料安全保障を支える農林水産業・食関連産業の持続的な発展」を目指して、皆様に北海道産農水産物への関心を高めていただくため、広くその魅力を発信しています。

■「北海道のおいしい！」応援隊

多くの方々に北海道産農水産物の魅力を知っていただくことで「北海道産農水産物への関心」を高めていただきたいと考え「物語として発信すること」にこだわって作成しています。

シマエナガの「ひんな」と「いぺ」が北海道の農水産物を食べたり紹介したりして、「北海道のおいしい！」をたくさん応援しますので、ぜひご覧ください。

NEW！

★丹精込めて育む地域の誇り！「真狩ゆり根」編

日常的に食べることは少ない作物ですが、収穫量のほぼ全量が北海道産。収穫までには驚くほどの時間と労力がかかります。生産者さんのご苦労と、地元の食材を応援する北海道真狩高等学校の生徒達の取組をご紹介します。



★寒さを活かして甘く！美味しく！「ケール」編

（地独）北海道立総合研究機構が研究に取り組んでいる「冬季無加温栽培」で栽培されたケールは驚くほど甘い！北海道のような寒冷地の厳冬期でも無加温で葉物野菜を栽培する技術と、その技術を使うことで甘く美味しく育つ高糖度ケールについてご紹介します。



◆HPはこちら

北海道開発局ホームページ（食料・農業関連情報－「食（しょく）」っていいね！北海道）

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousa/ud49g7000000d2h4.html>

YouTube チャンネル（「食（しょく）」っていいね！北海道）

[https://www.youtube.com/playlist?list=PLwbuVwz4rfiVoWFTFhQWB\\_gVV7eDXF5pF](https://www.youtube.com/playlist?list=PLwbuVwz4rfiVoWFTFhQWB_gVV7eDXF5pF)

◆お問合せ先

〒060-8511 札幌市中央区北8条西2丁目

北海道開発局 開発監理部 開発調査課

電話：011-709-2311（内線 5445）

## 北海道の最低賃金

(北海道労働局)

「必ずチェック！最低賃金。」

## 北海道の最低賃金

## 地域別最低賃金

| 最低賃金の件名 | 最低賃金額（円）                        | 適用労働者等の範囲                         |
|---------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 北海道最低賃金 | 時間額<br><b>1,010</b><br>6.10.1発効 | 北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。 |

## 特定最低賃金

| 最低賃金の件名                                                                                                                | 最低賃金額（円）                        | 特定最低賃金の適用が除外される者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業                                                                                              | 時間額<br><b>1,048</b><br>6.12.1発効 | 1 18歳未満又は65歳以上の者<br>2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの<br>3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者<br>4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者                                                                                                                                                                                                               |
| 鉄鋼業<br>※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く                                                                                        | 時間額<br><b>1,100</b><br>6.12.1発効 | 1 18歳未満又は65歳以上の者<br>2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br>3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者<br>4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者                                                                                                                                                                                                                               |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業<br>※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く | 時間額<br><b>1,049</b><br>6.12.1発効 | 1 18歳未満又は65歳以上の者<br>2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br>3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者<br>4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者<br>5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者<br>6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）に主として従事する者 |
| 船舶製造・修理業、船体ブロック製造業<br>※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く                                                                    | 時間額<br><b>1,040</b><br>6.12.1発効 | 1 18歳未満又は65歳以上の者<br>2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br>3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者<br>4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者                                                                                                                                                                                                                               |

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。
- ・賃金上げを支援する「業務改善助成金」は北海道労働局 雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）までお気軽にご相談下さい。
- ・賃金上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。  
 ・ 北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku>

【最低賃金について】検索 →

